## 286

質 問 第 二 八 六 号平成二十九年五月八日提出

閣僚等の執務室における受動喫煙対策に関する質問主意書

提出者

初

明

鹿

博

## 閣僚等の執務室における受動喫煙対策に関する質問主意書

二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、 政府は受動喫煙対策として屋内全面禁

煙、罰則付きの法整備を進めております。

喫煙者を含めて国民の理解を得るためには政府が率先して受動喫煙対策に取り組むべきところであります

が、五月一日付け毎日新聞記事によれば、 閣僚の執務室のうち十ヶ所は閣僚本人の判断で喫煙出来るとする

運用になっているとされています。

以上踏まえて、以下質問します。

現在、 閣僚の執務室の中で、 喫煙を可としている執務室は、 報道されているとおり、十ヶ所でよいです

か。 また、 どの閣僚の執務室において実際に喫煙が行われていますか。

副大臣及び大臣政務官の執務室においても、 同様に本人の判断で喫煙を可とする運用になっています

か。

現在、 喫煙を可としている副大臣及び大臣政務官の執務室はいくつありますか。ある場合は、 副

大臣名および大臣政務官名を明らかにするとともに、実際に喫煙が行われているかお答えください。

す。

右質問する。

\_